

媒介契約書の特約事項に基づき固定資産評価証明書等の交付申請をされる方へ

なりすましなどによる証明書の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報を保護するため、媒介契約書（以下、契約書）の特約事項に基づいて固定資産評価（公課）証明書を申請する場合には、下記の留意事項を必ずお読みください。

記

1. 契約書の特約事項に評価（公課）証明書の取得に関することが記載されている場合のみ、目的物件の証明書が交付できます。また、土地・家屋名寄帳や納税証明書等は、取得に関する特約事項が記載されている場合であっても、目的物件以外にかかる情報が記載されるため交付できません。（別途委任状を提出してください）。
2. 契約書に記載のある目的物件のみ証明書が交付できます。私道や未登記家屋等についても契約書に該当の所在地番や家屋番号等が記載され、特定できる場合にのみ交付できます。
3. 契約に係る宅地建物取引業者の従業員が交付申請をする場合は、社員証など従業員であることを証明するものの提示が必要（名刺の場合は本人確認証も提示）です。また、担当者の異動等により契約書記載の支店以外の者が交付申請をする場合は、支店又は営業所長名の業務を引き継いだ旨の文書か、依頼者から当該担当者宛ての委任状が必要です。
4. 契約書（※一般媒介契約を含めすべての媒介契約書）は、契約日から3カ月以内の有効期間に限り受付できます。契約期間が更新されている場合はその旨を約した書類（原契約から契約の継続が分かるもの）の提示が必要です。（※国土交通省が告示する標準約款に基づきます。）
5. 電子媒介契約書の場合は、電子署名の有効性を確認するため、国から電子署名法に基づく特定認定業の認定を受けた事業者が発行した電子契約締結証明書が必要です。また、電子契約の場合も契約書内に契約者の住所氏名が記載されていることが必要です。
6. 相続人と契約を締結した場合は、戸籍等相続関係が分かる書類が必要です。ただし、契約に係る宅地建物取引業者が相続人である旨を戸籍等で確認していることを前提として、契約書に依頼者が相続人である旨の記載があれば、戸籍等を省略できます。
7. 媒介契約を締結した依頼者が代理人である場合6. と同様、代理行為を確認していることを前提として、契約書に依頼者が代理人である旨の記載があれば、委任状を省略できます。
8. 区分所有建物の敷地利用権が賃借権や地上権で設定されている土地の証明書を申請される場合は、権利登記されていることが確認できる家屋の登記事項証明書の提示が必要です。